

# 危険化学品ばら積船の貨物用管装置に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 D 編  
鋼船規則検査要領 D 編及び S 編  
船用材料・機器等の承認及び認定要領

## 改正事項

危険化学品ばら積船の貨物用管装置に関する事項

## 改正理由

本会は、鋼船規則検査要領 S 編において、船型タイプ 1 及びタイプ 2 の危険化学品ばら積船の貨物管系統に使用される管継手には、原則として鋼船規則 K 編の規定に適合した材料を使用する旨定める一方で、JIS 規格等に適合した材料の使用を認める場合がある旨規定している。

また、鋼船規則検査要領 D 編においては、製造工程で熱間加工等を行う溶接式管継手であって、船用材料・機器等の承認及び認定要領に従い使用承認を受けたものは、JIS 規格等に適合した材料の使用を認める旨規定している。

このため、鋼船規則検査要領 S 編においても、当該鋼船規則検査要領 D 編の規定を満足する管継手には、JIS 規格等に適合した材料の使用を認める旨明確にするため、関連規定を改めた。

併せて、危険化学品ばら積船の貨物管系統に使用される管装置に対する非破壊試験や水圧試験等の試験要件について、試験の適用範囲を明確にするため、関連規定を改めた。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 船型タイプ 1 及びタイプ 2 の危険化学品ばら積船の貨物管系統に使用される管継手に関し、鋼船規則検査要領 D 編 D12.6.1-1.(1)(a)ii の規定に従い、製造工程で熱間加工又は熱処理を行う場合であって、船用材料・機器等の承認及び認定要領に従って使用承認を受けた場合には、JIS 規格等に適合した材料の使用を認める旨規定した。
- (2) 船型タイプ 1 及びタイプ 2 の危険化学品ばら積船の貨物管装置の非破壊試験の適用対象は、管相互、管と弁（又はコック）、管と管取付物の溶接部である旨規定した。

## 改正条項

鋼船規則 D 編 14.6.2  
鋼船規則検査要領 D 編 D12.1.6, D12.3.4, D12.6.1  
鋼船規則検査要領 S 編 表 S5.4.1-2.  
船用材料・機器等の承認及び認定要領 6 編 12.1.1, 12.5.1